

大賀ハス 観蓮会

早朝に開花し、わずか数時間で花を閉じてしまう大賀ハス。市内唯一の水田「根がらみ前水田」には、大賀ハスが7月下旬から8月中旬にかけて大輪の花を咲かせます。

昨年の観蓮会は、残念ながら暴風雨のため中止となってしまいましたが、今年また美しい花を咲かせます。

朝陽を受けて水田に輝く大賀ハスの美しさと葉にそそいだお酒を茎から飲む荷葉杯や葉蓋のお点前による野立をお楽しみください。

日時 8月4日(土)午前6時～8時(小雨決行)

会場 根がらみ前水田(羽中4丁目)

主催 羽村市農業後継者クラブ

※駐車場はありません。車での来場はご遠慮ください。

問合せ 産業活性化推進室農業観光振興係

☎ 570-0144



平和の企画展

戦争体験を風化させることなく、戦争の悲惨さを若い世代に語り継いでいくとともに、平和の大切さを感じていただくため、写真パネル・戦時関連資料・関連図書の展示を行います。

日時 8月3日(金)～26日(日)午前9時～午後8時

会場 図書館1階ロビー

問合せ 企画課企画担当



あなたの意見を市政に

市長とトーク

(タウンミーティング)

身近な暮らしのこと、市の仕事、まちづくりへのアイデアなど皆さんの意見をお寄せください。市長と気軽に話しましょう。

■捨て看板の撤去 ⇩ 捨て看板防止条例を制定し、撤去を実施

■羽村堰第一水門上の通行 ⇩ 関係機関に強く要請した結果、期間内通行が実現

■手話通訳の設置 ⇩ 庁舎案内に月1回手話通訳を配置 など

期日／会場

◆7月20日(金)／ゆとろぎ

◆7月23日(月)／美原会館

◆9月13日(木)／ゆとろぎ

◆11月8日(木)／ゆとろぎ

◆12月13日(木)／ゆとろぎ

◆平成20年1月28日(月)／東会館

◆平成20年2月7日(木)／ゆとろぎ

○時間はいずれも午後7時～9時

(受付は午後8時30分まで)

※美原会館・東会館は、駐車場がありませんので、徒歩または自転車でお越しください。

参加方法など

○予約は必要ありません。直接会場へお越しください(先着順)。

※混んでいる場合は、お待ちいただくことがあります。

○一人ずつ市長と話していただきます。(一人10分程度)

○参加は、個人の資格でお願いします(団体を代表しての参加はご遠慮ください)。

その他

○その場で回答できないものは、後日回答させていただきます。

○秘密は固く守りますので、安心して参加してください。

問合せ 広報広聴課市民相談係



介護保険料額決定通知書・納入通知書を送付しました

65歳以上の方（第1号被保険者）に、平成19年度介護保険料額決定通知書・納入通知書を送付しました。皆さんから納めていただく保険料は、介護保険を支える大切な財源になります。

65歳以上の方（第1号被保険者）

保険料の決定

● 保険料は前年の所得などにより6段階に分かれます。

● 平成17年度の税制改正により、急激に保険料が上がる方を対象に、平成18年度から2年間の激変緩和措置を講じ、段階的な適用を図っています。

● 保険料は3年ごとに各市町村のサービス給付量にあわせて見直し、決定します。今回の見直しは、平成21年度です。

段階	対 象	保険料 (年額)
1	生活保護の受給者、または老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	24,000 円
2	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	24,000 円
3	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない方	36,000 円
4	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税の方がいる方	48,000 円
5	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	60,000 円
6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	72,000 円

保険料の納め方

保険料の納め方は、次の2通りです

1 年金からの天引きによる納付方法【特別徴収】

対 象 年金が年額18万円以上の方

※対象となる年金は、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金です。

※保険料（年額）は、年金支払月の6回に分けて天引きとなります（年度の途中から特別徴収が始まる方は、この限りではありません。）

2 納付書や口座振替による納付方法【普通徴収】

対 象 年金が年額18万円未満の方や特別徴収の対象となる年金を受給していない方

※特別徴収の条件を満たしている方でも、次の方は普通徴収となります。

- 年度の途中で65歳になった方
- 年度の途中で年金の受給が始まった方
- 年度の途中で他の市町村から転入してきた方
- 年金が一時差し止めになった方

40～64歳の方（第2号被保険者）

保険料の決定・納め方

国民健康保険や企業の健康保険など、加入している医療保険によって保険料の決定や納め方が異なりますが、医療保険分と介護保険分を併せて納めていただきます。

◆ 保険料を納めないとは？ ◆

特別な事情がなく介護保険料の滞納が続くと、滞納処分の対象となり、介護サービス利用時に、未納期間に応じて次のとおり保険給付が制限されます。

■ 1年間滞納した場合…介護サービスの費用を利用者が一度全額負担

■ 1年6か月間滞納した場合…保険給付を一時差し止め。滞納が続く場合は、差し止めた保険給付額から滞納保険料を控除
■ 2年以上滞納した場合…利用者負担を1割から3割に引き上げ、高額介護サービス費などの支給を停止

◆ こんな時は相談してください ◆

保険料が納められない場合は、そのまま未納にせず、納付相談を利用してください。

また、火災や風水害などで、家財に著しい損害を受けた場合などは、保険料の徴収を猶予または減免する制度があります。

◆ サービスの利用はまず相談から ◆

「介護が必要な」と思ったら、地域包括支援センターや高齢福祉介護課に相談してください。

介護保険は、医療保険と違い、保険証を提示するだけでは介護サービスを利用することができません。高齢福祉介護課に申請し、「要介護認定」を受ける必要があります。

問合せ

- 介護保険の制度・保険料について…高齢福祉介護課介護保険係
- 介護サービスなどの相談について…高齢福祉介護課
地域包括支援センター係
- 要介護認定について…高齢福祉介護課介護認定係
- 納付相談について…納税課納税担当

一時・休日・病後児保育、 シヨートステイを 利用してください

一時保育

保護者の育児疲れの解消・短時間労働・急病・冠婚葬祭などの理由で緊急または一時的に保育が必要な場合、その児童を預かります。

対象 市内在住の未就学児

保育時間 平日午前8時30分～午後5時

保育施設

○太陽の子保育園(☎555-15780)

○羽村たつの子保育園(☎555-13791)

○富士みのり保育園(☎554-17773)

※右記の保育園以外に市内3か所の認証保育所でも一時保育を行っています。詳しくは問い合わせてください。

保育料 児童の年齢および保育時間に応じた一定額。食事が必要な場合は別に食事代。

休日保育

保育園に通園中の児童などが年末・年始を除く休日・祝日に、保護者が就労のために保育が必要な場合、その児童を預かります。

保育時間 午前8時30分～午後5時

保育施設 太陽の子保育園(☎555-15780)

保育料 児童の年齢および保育時間に応じた一定額。食事が必要な場合は別に食事代。

病後児保育

保育園に通園中の児童などが病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、一時的にその児童を預かります。

保育時間 平日午前8時30分～午後5時

保育施設 羽村たつの子保育園(☎555-13791)

保育料 児童の年齢および保育時間に応じた一定額。食事が必要な場合は別に食事代。

保育の申込み 各保育園へ

保育についての問合せ 保育課保育係

乳幼児シヨートステイ事業

保護者の病気・事故・冠婚葬祭・病気看護・出張・育児疲れの解消などの理由で一時的に保育が必要な場合、7日以内で児童を預かります。

対象児童 市内在住の未就学児

保育施設 社会福祉法人東京恵明学園(青梅市友田町2-1714-11 ☎0428-1231-0241)

保育料(一人あたりの日額)

○10時間未満…3000円

○10時間以上(宿泊含む)…4000円

申込み・問合せ 子育て支援課子ども家庭支援センター係

※保育期間中に児童が疾病などにより特別な処遇を必要とした場合は、別に実費相当額が必要です。

10月1日(月)から開始します

義務教育就学児医療費助成制度

義務教育就学期の児童を養育する保護者などの経済的負担を軽減することで子育て家庭を支援するため、10月1日(月)から「義務教育就学児医療費助成制度(子)」を開始します。

◆制度の内容◆◆◆

義務教育就学期にある児童(平成4年4月2日～平成13年4月1日生まれ)の治療に要する医療費の一部を助成する制度です。保険診療を受けた場合に生じる自己負担金(3割)のうち、1/3を助成します。

※入院時食事療養標準負担額は助成の対象となりません。

※障(親)の認定を受けている児童は対象外です。

◆申請手続◆◆◆

市内在住の義務教育就学期にある児童の保護者などに、申請手続の案内通知を送付します。申請に必要なものを添えて次の期間に申請してください。

※一家庭で対象児童が複数いる場合は、案内通知の宛名は年齢が一番上の児童の名前で表記しています。

受付期間 7月23日(月)までの午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く。7月16日(月)は受け付けません。)

※受付期間を過ぎてから申請した場合は、制度開始までに医療証が届かないことがありますのでご了承ください。

◆申請に必要なもの◆◆◆

①案内通知 ②印鑑(朱肉が必要なもの) ③申請者および対象児童が加入している健康保険証 ④平成19年度課税証明書(平成19年1月2日以降に羽村市に転入された方のみ)

※所得が申告されていない場合は、申告していただきます。申請先・問合せ 子育て支援課支援係

ごみの出し方

資源ごみの抜き取りや持ち去りを禁止するためには貼り紙が必要です

資源ごみAの収集日に、市の収集車以外の車が古新聞などを抜き取っているという情報が市に寄せられています。資源ごみの抜き取りや持ち去りを防ぐためには、市の収集に出したものであるということを、資源ごみに表示する必要があります。

抜き取りや持ち去りを禁止する内容の貼り紙を、希望する方に生活環境課で配付しています。

表示をしても抜き取る車を見かけた場合は、ナンバープレートの内容を記録し、すぐに警察へ通報するか生活環境課生活環境係へ連絡してください。



分別がわかるチラシを作成しました

広報はむら7月15日号と一緒に、「分別がわかるチラシ」を配付しました。

4月から新しく分別種類に追加された「金属」「硬質プラスチック」、問合せの多いプラスチックごみの区別の仕方などを分かりやすく掲載しています。



問合せ

生活環境課
生活環境係

充電式電池を使いましょう

電池はさまざまな機器に使用されますが、その多くは使い捨ての乾電池です。しかし、充電式電池は充電することで繰り返し使うことができ、乾電池のごみの量を減らすことができます。

充電式電池は、乾電池と同じように単一型から単四型まであります。充電式電池を積極的に使用し、ごみを減量しましょう。

※CDプレーヤーなどの大きな電力を必要とする機器が動かなくなった場合でも、そこで使用していた乾電池は、時計やリモコンなどの小さい電力で動く機器で使うことができます。

減右衛門と量右衛門のこれやってる？
＜充電式電池の巻＞

減右衛門

量右衛門

乾電池に比べて、それだけごみの量が減るんだ。

みんなで充電式電池を使って、ごみ減量だね！

充電式電池は、約300～1000回充電可能とされているよ！

News

はむらん利用者20万人達成

平成17年5月29日に運行を開始した「コミュニティバスはむらん」は、市民の皆さんの身近な交通機関として定着し、多くの方に利用していただいています。

運行開始から2年を経過した今年5月31日(木)までに、利用者の累計が20万6000人を超えました。

今後より多くの方に利用していただけるよう、サービスの向上に努めていきます。

問合せ 生活安全課交通・防犯係



Photo News ①

「羽村市における今後の市民生活の安全に関する取組みについて（提言書）」が提出されました

市では、市民生活安全条例（仮称）の制定に向けて、学識経験者、市内の各団体などの代表者、市民公募委員などで構成する「羽村市交通安全・防犯対策等に関する懇談会」を設置し、市内での交通事故、犯罪、火災などの発生状況を踏まえ、今後の羽村市における交通安全、防犯対策などのあり方を検討してきました。

6月15日(金)、「羽村市交通安全・防犯対策等に関する懇談会」から、「羽村市における今後の市民生活の安全に関する取組みについて（提言書）」が提出されました。この提言を受けて、今後、市民生活安全条例（仮称）の制定に向けた取り組みをさらに進めていきます。

※提言書は、生活安全課、市政情報コーナーでご覧いただけます。
問合せ 生活安全課交通・防犯係



▲並木市長に提言書を提出する小出会長